令和5年度 事業計画書

I. 基本方針

障害者の権利擁護については、平成28年4月に施行された「障害のある人の人権を尊重し県民 皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」において、事業者を含めあらゆる人に対し合理的配慮 の提供を義務付けしています。

さらに、令和3年6月に障害者差別解消法が改正され、富山県条例と同様、事業者に対しても合 理的配慮の提供が努力義務から法的な義務とされました。

しかしながら、法律が整備されたからと言って、差別や偏見が直ぐに無くなるものではありませ ん。虐待事件も依然として後を絶ちませんし、家族の孤立化も無くなっていません。

今後とも引き続き、「心のバリアフリー」の取り組みや環境整備を推進していく必要があります。 私たち育成会は、さらに団結して、「親から地域社会へのバトンタッチ」を目指す「松の木プロ ジェクト」の活動や、「あんしんサポートノート」づくりを進めながら、本人の幸せと家族の安心に つながる地域共生社会づくりにしっかりと取り組んでまいります。

Ⅱ.基本テーマ

地域で信頼関係を築きながら、自分らしく生きる地域共生社会をめざし、ともに手をつなごう

Ⅲ. 事業活動

1. 施策推進活動

- 県大会・研修事業
 - ① 富山県育成会 総会

4月29日(土・祝日) サンシップ

② 富山県育成会 大会

6月25日(日) 氷見市芸術文化館

- ③ 手をつなぐ育成会東海北陸大会(愛知大会) 10月 7日(土) 愛知県刈谷市

④ 全国大会愛媛大会 1月27日(土)、28日(日) 愛媛県松山市

⑤ 全国事業所協議会全国研修大会

開催期日未定

- (2) 啓発促進事業
 - ① 県育成会「手をつなぐとやま」会報 年3回発行
 - ② 全国手をつなぐ育成会連合会機関誌「手をつなぐ」の普及拡大
 - ③ 育成会ホームページとフェイスブックからの情報提供
- (3) 権利擁護の推進
 - ① 富山県予算要望(継続)
 - ② 権利擁護推進委員会活動の充実 ~エリア・支部活動の展開~

・学齢期支援プロジェクトの推進 (親子イベントの開催と啓発活動)

・松の木プロジェクトの推進

(親亡き後対策と地域共生社会づくりの推進)

- ・「あんしんサポートノート」改訂版の作成・配布 (R5年度~6年度)
- ③ 市町村における「自立支援協議会」への参画や相談体制の整備推進

- ④ 富山障害フォーラムの活動 (身体・知的・精神・聴覚・視覚・障連協の障害者6団体)

・県条例の県民への周知啓発活動 (街頭キャンペーン、フォーラムの開催)

- ・差別禁止や合理的配慮の提供など権利擁護の推進

(4) 保護事業 「愛のコミュニティバンク」 (仲間どうしによる緊急一時預かり) の普及

- (5) 子育て支援・学齢期支援
 - ① 日常の悩みごと相談 ワークショップの開催
 - ② 先輩会員から学ぶ、テーマ別の研修会の開催
 - ② あんしんサポートノート学習会

2. 社会参加推進活動

- (1) 相談事業
 - ① 知的障害者相談員の研修 (支部長との合同研修、サポート協会共催)
 - ② 3障害の相談員合同研修 (身体、精神の相談員との合同研修・交流会)
 - ③ 障害者 110 番事業 (3 障害)
- (2) ふれあい育成スポーツ大会(4エリア)とスポーツ教室開催事業(6エリア) 【スポーツ大会は令和2年度以降実施できず、5年度は工夫して実施に努める。】

3. 部会活動・エリア活動支援

- (1) 4部会(施設、事業所、学齢期、本人・本人活動推進)活動の推進
 - ・施設部会研修会

(施設長との意見交換会)

・事業所部会の職員研修会

(事業所職員の資質向上)

・本人部会の充実

(本人の社会的自立支援)

- (2) エリア、支部活動の推進
 - ・エリア助成やサポート協会助成の活用、会報やHPを活用した情報提供

Ⅳ 組織の活性化

- (1) 地域共生社会づくりの推進 (エリア・支部の育成会活動の充実) 『松の木プロジェクト冊子』と『あんしんサポートノート』を活用して、障害のある人が 地域で安心した生活を過ごせるよう、育成会活動を進め、地域での理解啓発を進める。
- (2) 学齢期への働きかけ(小中学校長会や支援学校長懇談を通じて理解啓発に努める。)
- (3) 会員拡大(啓発)と活動財源の確保

V. 関係団体との協力支援

県知的障害者福祉協会

県特別支援学校長会

県特別支援学校知的障害教育校長会

県特別支援教育研究会

県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 県障害者スポーツ協会 など